



## 平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

【1】 二輪または小型特殊自動車の税額は、次のとおり、全ての区分で上がります。

区分		平成27年度まで	平成28年度から
		現行の税額	新税額
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊 自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車		4,000円	6,000円

【2】 三輪または四輪の軽自動車税は、グリーン化を進めるため、初度検査年月と燃費の種類によって次のとおり税額が変わりました。初度検査年月と燃費の種類は、自動車検査証で確認できます。

区分	最初の登録から13年経過するまでの車両		最初の登録から13年経過後の車両		
	登録が平成27年3月31日以前	登録が平成27年4月1日以降			
三輪	税率A ※1	税率B ※2	税率C ※3		
四輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円



- ※1 税率A…現行と同じ税額です。
- ※2 税率B…初度検査年月が平成27年4月以降の新車について適用されます(新税率)。
- ※3 税率C…初度検査年月から13年を経過した軽自動車に適用されます(重課税)。ただし、燃料の種類が電気、天然ガス、メタノール軽自動車、ガソリンを燃料とする電力併用軽自動車、被けん引車は税率AまたはBとなります。

【3】 上記【2】の表で新税率Bが適用される新車のうち、環境負荷の小さい車両に対し、排出ガス・燃費性能の基準に応じて、平成28年度に限り、次のとおり軽課税率(グリーン化特例)が適用されます。  
なお、排ガス・燃費性能は、自動車検査証の備考欄で確認できます。

軽課税率の区分		75%軽減税率	50%軽減税率	25%軽減税率	平成29年度以降	
軽課税率の対象		電気自動車・天然ガス自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗用車は、平成32年度燃費基準+20%達成車</li> <li>貨物車は、平成27年度燃費基準+35%達成車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗用車は、平成32年度燃費基準達成車</li> <li>貨物車は、平成27年度燃費基準+15%達成車</li> </ul>		
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	3,900円	
四輪	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円



## 社会体育施設利用希望調書を提出してください

▶申し込み・問い合わせ 生涯学習課 ☎62-1113

平成28年度に、市内の社会体育施設を行事または大会で利用する、もしくは定期的に利用を希望する団体は「利用希望調書」を提出してください。

**対象施設**  
体育館(アリーナ)、野球場、テニスコートなどの社会体育施設  
詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
※学校体育施設の利用申請は、詳細が決まり次第、広報紙などでお知らせします。

**提出書類**  
平成28年度三豊市社会体育施設利用希望調書  
※行事・大会用と定期利用があります。

**提出方法**  
利用希望調書は、書類提出先の施設に置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。  
※複数の施設の利用を希望する場合は、1施設につき1枚提出してください。

**提出期限**  
12月22日(火)  
なお、調整終了後には改めて利用許可申請書の提出をお願いします。

高瀬 B&G 海洋センター、山本町生涯学習センター、三野支所、尾支所、豊中サンスポーツランド、詫間町体育センター、財田町総合運動公園  
※閉庁日や休館日はお預かりできません。  
②郵送にて送付  
送付先  
〒769-1593  
三豊市豊中町本山甲201番地1  
三豊市教育委員会事務局 生涯学習課 宛  
今回はFAXおよびメールでの受け付けは行いませんので、ご注意ください。



## 償却資産の申告を忘れずに

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

毎年1月1日現在で所有している固定資産(償却資産)は、2月1日(月)までに資産の所在地の市町村に申告しなければなりません。償却資産とは、土地および家屋以外の事業用資産で、法人税法または所得税法の規定により経費に算入するものです。

(例)太陽光発電設備、駐車場、の舗装、看板、工作機械、大型特殊自動車、事務機、椅子など  
償却資産を所有している場合は、必ず申告をしてください。



## 税務署からのお知らせ

▶問い合わせ 観音寺税務署 ☎25-2191

「相続税・贈与税特集」を開設  
平成27年1月1日以後に行われる相続などについて、相続税法の改正が行われました。  
国税庁では、ホームページに相続税・贈与税の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を開設しました。税制改正の情報だけでなく、相続税の仕組みや相続申告書の記載方法を分かりやすく解説しています。ぜひ、ご覧ください。

「公売」を「ご存知ですか?」  
公売とは、国税局または税務署が差し押さえた財産

を滞納国税に充てるため、広く不特定多数の買受希望者を募り、入札または競り売りの方法によって売却することをいいます。  
土地や建物といった不動産のほか、宝飾品、美術品、家電製品、自動車など、さまざまな種類の財産を公売しており、原則としてどなたでも参加できます。  
公売は、全国の国税局や税務署で行うほか、インターネット公売や郵送で入札を受け付ける期間入札を行う場合もあります。  
公売財産や公売予定日などの詳細は、国税庁ホームページの「公売情報」をご覧ください。